

医療ソーシャルワーカーの募集について

1. 採用職種 医療ソーシャルワーカー
2. 雇用形態 常勤職員（雇用期間の定めなし）
3. 募集人員 若干名
4. 勤務場所 神戸大学医学部附属病院
5. 採用予定日 平成29年6月1日
（7月1日以降の採用についても相談に応じます）
6. 職務内容（1）患者の退院支援及び外来支援
（2）地域の医療機関及び福祉関連機関との連携調整
（3）医療福祉相談援助
（4）上記業務の管理
7. 応募資格 次のすべての条件に該当する者
（1）4年制大学以上の卒業生
（2）社会福祉士の資格を有する者
（3）医療機関等の医療ソーシャルワーカー業務の経験者に限る。
（4）パソコン操作（メール、ワード、エクセルなど）が可能な方

ただし、次の者は試験を受けられません。

- （1）成年被後見人及び被保佐人
（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則
第3条第3項の規定により従前の例によることとされている
準禁治産者を含む。
- （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑
の執行猶予期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまで
の者
- （3）懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある者で、その
処分の日から2年を経過していない者
- （4）日本国内における活動に制限のない在留資格を有しない者

8. 応募書類 (1) 履歴書 (写真貼付・氏名自署)
(履歴書は募集要項末尾の様式を使用願います)
(2) 社会福祉士登録証 (写)
(3) 職務経歴書 (任意様式)
9. 応募方法 封筒に「MSW応募書類」と朱書の上、郵送願います。
10. 応募締切 平成29年4月12日 (水) 必着
11. 選考方法 (1) 第一次選考：書類選考
(2) 第二次選考：筆記試験 (小論文、性格検査)
第一次選考にて選考された方を対象とします。
日 時 平成29年4月23日 (日)
集合時間 9：00
筆記試験 9：20～11：00 (予定)
集合場所 神戸大学楠地区 (医学研究科医科学専攻・医学部医学科・附属病院) 内 神緑会館1階ロビー
※「神戸大学 医学研究科・医学部HP」>楠キャンパス紹介>キャンパスマップ」をご参照願います。
(3) 第三次選考：面接選考
第二次選考にて選考された方を対象とします。
実施日時等は、改めて連絡します。
(現時点では5月13日 (土) 又は14日 (日) を予定)
12. 給 与 月給制 (当月払い)
初任給 学歴、職歴により決定します。
昇給 あり
手当 期末・勤勉手当 (ボーナス)、通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当等
※給与は、本学支給基準 (国立大学法人神戸大学職員給与規程) により支給します。
13. 勤務時間 所定労働時間 8時30分から17時15分
(休憩時間 12時15分から13時)
休 日 土曜・日曜と祝日、年末・年始 (12月29日から1月3日)

14. 休暇制度等 年次有給休暇 年20日(1/1~12/31)。残日数は20日を限度として翌年に繰越可。
病気休暇、特別休暇(夏季休暇、忌引休暇等)
※国立大学法人神戸大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程によります。
※その他勤務条件は、国立大学法人神戸大学職員就業規則に定められています。
15. 社会保険 文部科学省共済組合、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入
16. その他 (1) 採用が決定しましたら、採用までに「麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘」の4感染症疾患について、ワクチン接種等により免疫を獲得していただくことを原則としています。摂取費用については、自己負担になることをご了承ください。詳細は、採用決定後にお知らせいたします。
(2) 応募者から取得する個人情報、選考及び採用以外の目的には使用しません。原則として、応募書類は返却しませんので、ご了承ください。
17. 書類提出先及び連絡先 〒650-0017
神戸市中央区楠町7丁目5-1
神戸大学医学部総務課 木澤
電話 078-382-5013 (直通)

志望動機

あなたの長所、特技等を踏まえて、あなたが神戸大学に貢献できることを書いてください。

健康状態・既往症

趣味・特技

得意科目・分野

履 歴 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日作成

| | | | | |
|------|-----------------------------|----------|-------------|---------------------------------------|
| 写真貼付 | フリガナ | クスノキ ハナコ | | |
| | 氏 名 | 楠 花子 | | |
| | | 生年月日 | 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 | (満□□才) |
| | 国籍(Nationality) | 日本 | 性別 | 男・ <input checked="" type="radio"/> 女 |
| 郵便番号 | 〒657-8501 | | | |
| 現住所 | 神戸市灘区六甲台町1-1 | | | |
| 連絡先 | 電話 (078)-(881) (1212) | | | |

| 学 歴(学校名・学部名・学科名等) | 在 学 期 間 | | 卒(見込)・ 修・退の別 |
|-------------------|--------------|----------------|-----------------|
| | (年) (月) | (年) (月) | |
| 〇〇県立△△高等学校普通科 | 平成 7年・4月 | ～ 平成 10年・3月 | 卒 業 |
| △△大学◇◇学部□□学科 | 平成 10年・4月 | ～ 平成 12年・3月 | 卒 業 |
| | ・ | ～ | ・ |
| 高校以後の学歴を | ・ | ～ | ・ |
| | ・ | ～ | ・ |
| | ・ | ～ | ・ |
| | ・ | ～ | ・ |
| | ・ | ～ | ・ |

| 年 月 日 | 資 格 ・ 免 許 等 の 名 称 |
|----------|------------------------|
| H22 1 15 | 医師事務作業補助者研修 修了 |
| | 職務に関する資格・免許等があれば記入すること |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

履歴書記入要領

本履歴書の記載内容については必ず証書等により又は在籍機関等に直接確認のうえ、相違脱漏のないよう記入願います。

(1) 「写真貼付」欄

作成日前6月以内に撮影した鮮明な写真（白黒・カラーどちらでも可、上半身、正面向、脱帽、大きさ縦3.5～4.0cm×横3.0～3.5cm）を貼り付ける（画像ファイルの利用可）。

(2) 「氏名」欄

- 戸籍のとおり正確に記入し、必ずフリガナを付す。
- 日本国籍以外の国籍のみを有する場合は、外国人登録証明書のとおり記入する。
- 外国人登録前の場合は、旅券（パスポート）に記載されている氏名をラストネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順にアルファベットで記入する。ただし、中国籍である場合は漢字、韓国籍である場合は漢字又はカタカナで記入する。

(3) 「学歴」欄

- 高等学校以後の学歴について記入する。ただし、日本の義務教育に相当する外国の学歴を有する者については、小学校以後の学歴について記入する。
- 学校名、学部(研究科)名、学科(専攻)名、課程名称等を省略せず記入する。また、外国の学校の場合は学校等名称の後に括弧書きで当該国名を記入する。
- 夜間課程の学歴については（夜間課程）と、通信課程の学歴については（通信課程）と記入する。
- 専門学校、専修学校等の学歴については、課程年数と修業年限を（〇年課程、修業年限〇年）と記入する。
- 複数の大学院課程を修了した場合、転学した場合等全ての学歴を記入する。
- 転入学又は編入学した場合は、学校等名称の後に（〇年次転入）又は（〇年次編入）と記入する。
- 休学期間がある場合は、学校等名称の後に改行して（休学 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日）と記入する。

(4) 「資格・免許等の名称」欄

- 学位について
修士、博士等の学位について、学位名称に付記する専攻分野の名称とともに記入する。
→修士（〇〇学）（〇〇大学）、博士（〇〇学）（〇〇大学）、
- 資格・免許・試験について
職務上必要又は有用な資格、免許、試験について、取得年月日とともに必ず記入する。

(5) 「職歴」欄

- 大学は学部（研究科）名を、民間会社等は部課名等を、研究機関等は研究室名等まで省略せず正確に記入し、所属組織から通知された正式な職種又は職名を記入する。
- 「区分」欄が非常勤（季節労働者、パート社員、契約社員及びパートタイム労働者等）の場合は、1週間あたりの所定労働時間数（残業時間は含まない）を記入する。
- 研究生、聴講生、科目等履修生及び特別研究学生等（以下「研究生等」という）歴は、所属組織の名称（大学の場合は学部名等、研究機関の場合は研究室名等まで）及び研究生等の種類を記入し、「区分」欄に1週間あたりの研究従事時間又は授業時間数を記入する。

(6) 「休業・休職歴」欄

休業や休職の期間、理由等を記入すること。
→育児休業、介護休業、病気休職（私傷病）等

◆ 注 意 事 項

- ①提出書類に虚偽、経歴の詐称又は記載すべき重要事項に漏れがあるときは、採用を取り消すことがあります。
- ②記載内容に基づき給与決定を行います。採用後記載内容に誤りがあることが判明した場合は、採用日に遡及して給与を返納しなければならないことがあります。
- ③経歴詐称があった場合は懲戒処分の対象になります。